3）届出書類の提出を失念してしまった！！

今期に設備投資をするため、消費税の還付目的で「消費税課税事業者選択届出書」を提出する予定でしたが、期限までに提出するのを失念してしまいました。どうすればいいですか？

→決算期を変更する方法又は消費税の課税期間を短縮する方法が考えられます。

決算期変更する方法

設備投資をする前に決算期を変更して、期末までに翌期からの「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、翌期に課税事業者として設備投資します。

・定款で規定している決算期を株主総会で変更するだけです。

・税務署には「異動届出書」と「株主総会の議事録」を提出するだけです。

「消費税課税期間特例 選択・変更 届出書」を提出する方法

消費税の課税期間を短縮して次期を課税事業者として設備投資します。

・2年間強制適用となります。

・消費税の申告・納税の回数が増えるので面倒にはなります。

「消費税簡易課税制度選択届出書」や「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」、「消費税課税事業者選択不適用届出書」などの提出を失念した場合なども同様な対処が考えられますね。

注意点！

消費税課税事業者選択届出書及び消費税簡易課税制度選択届出書については次のことに注意しましょう

消費税課税事業者選択届出書

本届出書が受理されれば、2 年間は強制適用です。そのため 2 年間のトータルで考えて提出するか否かを決めましょう。

「1 年目は 100 万円の還付を受けたけど、2 年目は 150 万円の納税となった…」ということではトータルで 50 万円損してしまいます。

資本金 1 千万円以上の法人は第 1 期目から課税事業者となります。しかし、第 1 期目の課税売上高が 1 千万円に満たない場合には第 3 期目は免税事業者となるのですが、第 1 期目、2 期目が消費税の課税事業者であったため第 3 期目も課税事業者と勘違いしてしまうことがあるかもしれません。第 3 期目に巨額設備投資等による消費税還付を予定している場合には、第 3 期目が始まる前までに消費税課税事業者選択届出書が提出されているか確認しましょう。

消費税課税事業者選択届出書を提出する場合には、以前に提出した消費税簡易課税選択届出書の効力が生きていないか、影響がないかを確認しましょう。還付どころか納税しなければならなくなります。

なお、平成 22 年度の税制改正により自動販売機等による還付スキームに一定の規制がかかるようです。その場合には本届出書の効力にも影響がありそうです。（詳しくは『ベーシック編 第 3 編　消費税の節税と注意点』をご覧ください。）

消費税簡易課税制度選択届出書

本届出書が受理されれば、2 年間は強制適用です。そのため 2 年間のトータルで考えて提出するか否かを決めましょう。「1 年目は簡易課税が 10 万円有利、2 年目は原則課税が 30 万円有利となった…」であっては、トータルで 20 万円損してしまいます。

消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出するまでは、消費税簡易課税制度選択届出書の効力は継続されます。消費税簡易課税制度選択届出書が過去に提出されているが、基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超えることが続いていたことから、しばらくは原則課税により納税していて、簡易課税制度を選択していることをうっかり忘れてしまっている場合があります。基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下となったときには、その年は簡易課税方式になります。その年を原則課税としたい場合は注意が必要です。

課税売上高が 5,000 万円を超えた時点で簡易課税制度選択不適用届出書を提出しておき、毎

期期末には選択の検討することがミスを防ぐ 1 つの方法かもしれませんね。

なお、平成 22 年度の税制改正により自動販売機等による還付スキームに一定の規制がかかるようです。その場合には本届出書の効力にも影響がありそうです。（詳しくは『ベーシック編 第 3 編　消費税の節税と注意点』をご覧ください。）

ポイント！

設備投資等により消費税の還付を受ける場合には、現在課税事業者であるか否かを再度確認しましょう。また、消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていないことを確認しましょう。
2 年間は強制適用のものは、2 年間のトータルで考えて提出するか否かを決めましょう。
消費税については、決算日前に正しい選択をしているか、届出等に失念がないか再度入念にチェックしましょう。